

埼玉県朝霞児童相談所  
会計年度任用職員(児童心理支援員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(児童心理支援員)を募集します。

## 1 職務内容

- (1) 家族支援プログラムに関すること
- (2) 心理判定・心理治療・継続指導(通所指導)等に関すること
- (3) 療育手帳交付に関すること
- (4) 虐待通告に関すること

## 2 応募資格

- (1)必要な資格・経験
  - ・公認心理師、臨床心理士または同等以上の能力を有する者
- (2)必要な免許等
  - ・パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能を有している者
- (3)年齢・性別・学歴は問いません。
- (4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意及び識見を有する者

## 4 採用予定者数

1人

## 5 勤務条件

### (1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

### (2)勤務日数・勤務時間

原則週3日・週23時間15分

※休憩時間:原則正午～午後1時(60分)

※勤務日・勤務時間の割り振りについては応相談。

### (3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

#### (4)休暇

年次休暇5日、その他は県の規定によります。

#### (5)報酬

月額:145,700～170,500円

(時間額:1,446～1,692円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年4月1日時点のものです。

一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

#### (6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

#### (7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

#### (8)社会保険

健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

#### (9)勤務地

埼玉県朝霞児童相談所

所在地:朝霞市青葉台1-10-63

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

## 6 応募について

(1)応募は、下記担当あてに電話連絡の上、履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入して、令和8年2月13日(金)までに、提出してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

## 7 選考方法等について

#### (1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

#### (2)第二次審査

第二次審査(面接)は、随時実施します。日程については、別途、連絡いたします。

なお、応募書類の返却はしておりません。

### (3)最終合格

第二次審査(面接)後、速やかに、二次審査の受験者全員に連絡します。

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-63

担 当:埼玉県朝霞児童相談所 伊東

電 話:048-465-4152

## 9 その他

こども性暴力防止法(学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)が令和8年12月25日に施行される予定です。

採用された場合、こども性暴力防止法に基づき性犯罪前科を確認する可能性があります。  
詳細は、こども家庭庁のホームページを御確認ください。

こども家庭庁ホームページ

[こども性暴力防止法\(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律\) | こども家庭庁](#)